

適正な事業所運営に向けた取り組みについて

～令和5年度に向けて～

障害者支援課 指定指導係 （指導担当）

令和 4 年度中に 取り組まなければならない事項

1 - 1

①

身体拘束等の 適正化の推進

身体拘束等の適正化のため
には、以下の取り組みが定
められています。

取り組み

1. やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
2. 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
3. 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
4. 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。（年1回以上及び新規採用時）

指針の記載内容

- ① 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- ② 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ③ 職員研修に関する基本方針
- ④ 発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤ 発生時の対応に関する基本方針
- ⑥ 利用者（入所者）等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦ その他適正化の推進のために必要な基本方針

減算対象となる障害福祉サービス等

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 療養介護
- 生活介護
- 短期入所
- 重度障害者等包括支援
- 施設入所支援
- 自立訓練（機能訓練）
- 自立訓練（生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援A型
- 就労継続支援B型（基準該当含む）
- 共同生活援助

②

虐待防止の 更なる推進

全国や愛知県における虐待相談・通報件数は増加傾向にあります。事業所等における虐待を防止するために、以下の取り組みが定められています。

取り組み

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
2. 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施すること。
(年1回以上及び新規採用時)
3. 前項の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

実効性を持たせるために

「虐待防止のための指針」の作成

指針の記載内容

- ① 虐待防止に関する基本的な考え方
- ② 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ③ 職員研修に関する基本方針
- ④ 発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤ 発生時の対応に関する基本方針
- ⑥ 利用者（入所者）等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦ その他適正化の推進のために必要な基本方針

③

ハラスメント 防止

障害福祉サービス等事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければなりません。

特に留意すべき内容

- 事業者等の方針等の明確化及びその周知・啓発をすること。職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。
- 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するための必要な体制の整備
 - ➡ 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口を定め、従業者に周知すること。

令和 5 年度中に 取り組まなければならない事項

1 - 2

①

業務継続に 向けた取組の 強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、すべての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定等の措置が令和6年度より義務化されます。

取り組み

1. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定する。
2. 従業者に対し、業務継続計画について、周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施する。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

②

感染症対策の 強化

感染症の予防及び（食中毒の予防及び）まん延の防止等に関する取り組みが令和6年度から義務化されます。

取り組み

1. 感染症の予防及び（食中毒の予防及び）まん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
2. 感染症の予防及び（食中毒の予防及び）まん延の防止のための指針を整備すること。
3. 従業者に対し、感染症の予防及び（食中毒の予防及び）まん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

各対策と取り組み事項 早見表

項目	委員会の 設置及び開催	指針又は 計画の策定	定期的な 研修の実施
身体拘束の 適正化	令和4年度義務化 ※	令和4年度義務化 ※	令和4年度義務化 ※
虐待防止	令和4年度義務化	—	令和4年度義務化
業務継続 計画	—	令和6年度義務化	令和6年度義務化
感染症 対策	令和6年度義務化	令和6年度義務化	令和6年度義務化

- ・「※」は、未実施の場合は減算対象となります。
- ・業務継続計画及び感染症対策については、研修に加え定期的な訓練も実施のこと。

運営上留意されたい事項

1 - 3

①

利益供与等の 禁止

障害福祉サービス等事業者は、
「一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与あるいは收受してはならない。」（基準第38条など）と定められています。

具 体 例

- 利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与する。
- 障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与する。
- サービス利用開始（一定期間利用後も含む）に伴い利用者に祝い金を授与する。
- 利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品を授与する。

②

利用定員の 遵守

障害福祉サービス等事業者は基準省令において、サービス種別毎に職員配置等により利用定員を定める必要があります。

③

事業所の質の 確保の推進

障害福祉サービス等事業者は基準省令において、「事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。」（基準第57条）とあり、自己評価はもとより、第三者による外部評価の導入を図ることに努めるように規定されています。